

施設入所 加算料金表 (介護保険)

2019年10月～

加算(介護保険)	1割負担	2割負担	3割負担	単位	その他
初期加算	¥30	¥60	¥90	／日	30日のみ
夜勤体制加算	¥24	¥48	¥72	／日	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥18	¥36	¥54	／日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	¥46	¥92	¥138	／日	
短期集中リハビリテーション実施加算	¥240	¥480	¥720	／日	入所後3月
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	¥240	¥480	¥720	／日	入所後3月
栄養マネジメント加算	¥14	¥28	¥42	／日	
口腔衛生管理体制加算	¥30	¥60	¥90	／月	
口腔衛生管理加算	¥90	¥180	¥270	／月	
経口移行加算	¥28	¥56	¥84	／日	
経口維持加算(Ⅰ)	¥400	¥800	¥1,200	／月	
経口維持加算(Ⅱ)	¥100	¥200	¥300	／月	
療養食加算	¥6	¥12	¥18	／食	
低栄養リスク改善加算	¥300	¥600	¥900	／月	
再入所時栄養連携加算	¥400	¥800	¥1,200	／回	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	¥480	¥960	¥1,440	／日	月7日まで
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	¥450	¥900	¥1,350	／回	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	¥480	¥960	¥1,440	／回	
緊急時治療管理	¥518	¥1,036	¥1,554	／日	月3日まで
試行的退所時指導加算	¥400	¥800	¥1,200	／回	
退所時情報提供加算	¥500	¥1,000	¥1,500	／回	
退所前連携加算	¥500	¥1,000	¥1,500	／回	
訪問看護指示加算	¥300	¥600	¥900	／回	
外泊の場合	¥362	¥724	¥1,086	／日	月6日まで
外泊時費用	¥800	¥1,600	¥2,400	／日	月6日まで
褥瘡マネジメント加算	¥10	¥20	¥30	／月	
排せつ支援加算	¥100	¥200	¥300	／月	
認知症情報提供加算	¥350	¥700	¥1,050	／回	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	¥200	¥400	¥600	／日	入所後7日
地域連携診療計画情報加算	¥300	¥600	¥900	／回	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	¥3	¥6	¥9	／日	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	¥4	¥8	¥12	／日	
かかりつけ医連携薬剤調整加算	¥125	¥250	¥375	／回	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	「基本料金」に各種加算減算した総単位数に3.9%を乗じた額／月				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	「基本料金」に各種加算減算した総単位数に2.1%を乗じた額／月				

加算(介護保険)	内容
初期加算	入所後30日間のみ加算
夜勤体制加算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合加算
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準を満たした場合加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準を満たした場合加算
短期集中リハビリテーション実施加算	医師・又は医師の指示を受けたPT・OT・STが、入所の日から3月以内の期間に集中的にリハビリを行った場合加算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断し、医師・又は医師の指示を受けたPT・OT・STが短期集中的なリハビリを実施した場合加算(1週間に3回を限度)
栄養マネジメント加算	栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて栄養マネジメントが行われた場合加算
口腔衛生管理体制加算	歯科医師・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されている場合加算
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合加算
経口移行加算	経管により食事を摂取する方について経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理を行う場合加算
経口維持加算(Ⅰ)	摂食機能障害や誤嚥を有する方に医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が協働して食事の観察及び会議を行い、経口維持計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った場合加算(Ⅰ)。協力歯科医療機関を定めて(Ⅰ)の会議に医師(人員基準に規定する医師を除く)・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、(Ⅰ)に加え(Ⅱ)を加算
経口維持加算(Ⅱ)	
療養食加算	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合加算
低栄養リスク改善加算	低栄養リスクの高い利用者に対し、低栄養状態を改善するための計画を作成、定期的に食事の観察、栄養状態・嗜好等を踏まえた栄養・食事調整を行う等した場合加算
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し経管栄養又は嚥下調整食の新規導入等入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合加算
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	診断及び診断に至った根拠、診断日、投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載した場合加算
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	入所期間が1月を超えると見込まれる方の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療の決定を行った場合(Ⅰ)を加算、決定にあたり生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合(Ⅱ)を加算
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	
緊急時治療管理	緊急的な治療管理としての投薬・検査・注射・処置等を行った場合1月1回連続する3日を限度として算定
試行的退所時指導加算	退所時に退所後の居宅における療養指導を行った場合加算
退所時情報提供加算	退所後に主治医等へ情報提供を行った場合加算
退所前連携加算	居宅介護支援事業所へ情報提供・利用調整を行った場合加算
訪問看護指示加算	訪問介護ステーション等に対し退所後の訪問看護指示を行った場合加算
外泊の場合	外泊した場合、基本料金に代えて請求(月6日まで)
外泊時費用	居宅への外泊中、在宅サービスを利用する場合
褥瘡マネジメント加算	褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合加算
排せつ支援加算	排泄に介護を要する原因等についての分析と分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を行った場合加算
認知症情報提供加算	過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断し、厚労大臣が定める医療機関を紹介した場合加算
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難で緊急に入所することが適当であると判断した場合、入所日から7日を限度として加算。認知症疾患医療センター等へ紹介
地域連携診療計画情報加算	保険医療機関を退院した方に対し、その医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき治療を行い、退院した日の属する月の翌月までにその医療機関に対し診療情報を文書により提供した場合加算
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める方に対し専門的な認知症ケアを行った場合、基準
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	に掲げる区分により加算
かかりつけ医連携薬剤調整加算	多剤投与されている入所者の処方方針を当施設の医師とかかりつけ医が事前に合意しその処方方針に従って減薬した場合加算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	「基本料金」に各種加算減算した総単位数に3.9%を乗じた額/月
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	「基本料金」に各種加算減算した総単位数に2.1%を乗じた額/月